

大分県報

令和三年
号外（二）
三月五日

（金曜日）

目次

規則

大分県用品取扱規則の一部改正……………

訓令

大分県庁用自動車等管理規程の一部改正……………

規則

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五号

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則

大分県用品取扱規則（昭和三十五年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「用品要求し」を「用品の要求をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 燃料は、前項の規定にかかわらず、単価契約の相手方が発行し、及び給油の際に提示させるカード（次条第二項において「給油カード」という。）を使用した納入依頼をもつて用度管財課長への用品の要求とみなす。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 燃料は、前項の規定にかかわらず、給油カードを使用した納入をもつて用品の交付とみなす。

第八条第三項第二号を次のように改める。

二 燃料及び直払品 調達の都度

第八条第三項第三号を削る。

令和三年三月五日

大分県報号外（規則・訓令甲）

一

訓令 甲

大分県訓令甲第三号

本 庁

地 方 機 関

大分県庁用自動車等管理規程（昭和四十九年大分県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

正する。

令和三年三月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

集中管理専任車配車申込書（使用証）

年	月	日
【所属名】		
【班名】		
【担当者】		
【内線】		

【用務】			
【旅行年月日】	日帰り旅行	月	日 () ※ () は曜日
	宿泊旅行	月	日 から 泊 日 ※宿泊旅行の場合は、概算旅費支給（使用所属負担）のこと。
【出発～帰着予定時刻】	時	分	～ 時 分 ※24時間表示
【用務地】	1		※用務地は、運行する順番に市町村名を記入する。市の場合は次の地名（町名等）まで記入する。
	2		
	3		
	4		
	5		
【用務先】	1		※用務先は、運行する順番に県の施設名（○〇振興局等）、建物の名称（△△町役場、大分空港等）又は現地等と記入する。
	2		
	3		
	4		
	5		
【使用者】	ほか 人		
【希望車種】	・セダン ・ワゴン ・ミニバン		※〇印を付す。特に希望がなければ、セダンを運行する。
【運行形態】	・往復運行 ・片道運行（ ・送りのみ ・迎えのみ ）		※運転者以外の同乗者が、いるかないかで判定する。（〇印）
【特記事項】	※運行に際して、特に伝えておきたいことがあれば記入する。		

- (処理手順)
- 1 用度管財課（配車担当；内線〇〇〇〇）に空車状況を確認する。
 - 2 申込書を作成して、「車両管理配車担当」にメール（e-office）送信する。
※申込書のファイル名は「所属名＋運行月.運行日」とする。（例）用度管財課02.20
 - 3 複数台を同日運行する場合は、申込書を集中管理専任車1台につき1枚ずつ作成する。
 - 4 必要に応じて詳細な行程表を添付する。
※行程表のファイル名は「上記2＋行程」とする。（例）用度管財課02.20行程
 - 5 用度管財課は、「運転者（車両登録番号）」を記入して使用する所属に返信する。（使用証）
 - 6 使用する所属は、必要に応じて事前に運転者（内線〇〇〇〇）と打ち合わせを行う。
 - 7 使用する所属は、有料道路を使用する場合は、運行料金を準備（資金前渡）する。
（高速道路使用料は用度管財課負担）
 - 8 使用する所属は、運行当日に配車担当（内線〇〇〇〇）に出発時刻を伝えるとともに、印刷した使用証を運転者に手渡す。
（出発場所は県庁舎本館正面玄関前）

会計管理局処理欄

【運転者(車両登録番号)】				内線 〇〇〇〇
処理確認欄	会計課(旅費)	旅行命令	車両運行表	超動命令

運行月日	／	／	／	／	／	給油量
運行前点検結果	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
出発時間	:	:	:	:	:	ガソリン(L)
帰着時間	:	:	:	:	:	
出発時メーター						オイル(L)
帰着時メーター						
差引走行距離						
E T C 使用状況	入口(1)					
	出口(1)					
	入口(2)					
	出口(2)					
	入口(3)					
	出口(3)					
	入口(4)					
	出口(4)					
有料道路	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	
備考						

令和三年三月五日

大分県報号外（訓令甲）

第五号様式中

管理者	安全運転 管理者	班	員
-----	-------------	---	---

を削り、

ETCカード保管状況		燃料引換券受払 (<i>㊦</i>)	区分	前日から の繰越	受	払	残
有	無						
ETC使用状況		ガソリン オイル					
入口料金所	出口料金所						
1		券No.及び備考					
2							
3							
4							

を

ETCカード保管状況		給油量	
有	無	ガソリン (L)	オイル (L)
ETC使用状況			
入口料金所	出口料金所		
1			
2			
3			
4			

に改

め。

第六号様式及び第七号様式中

燃給 率油 等量	ガソリン (軽油) オイル
----------------	---------------------

を

給油 量

券No	1	F	E	を	F	E	に 改める。
券No	1	E			ガソリン (軽油) オイル		

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。